（１）グループホーム改修整備（大規模修繕等）

３０万円以上１，０００万円以内

※　エレベーター等設置整備を行う場合の上限は以下のとおり

・エレベーター等設置整備以外の改修と併せて行う場合　１，２００万円以

　内

・エレベーター等設置整備のみ行う場合　２００万円以内

※　賃貸物件の改修整備を行うものも対象とする。

※　グループホームにスプリンクラーを整備する場合は、見積額と合見積額を

比べて低い方の額と、（４）に掲げる基準単価にスプリンクラー設置対象

面積を乗じて得た額を比べて低い額を基準額とする。

（２）短期入所事業所改修整備（大規模修繕等）

３０万円以上６００万円以内

※　上記額は、短期入所事業所のみを改修整備する場合の基準額。

（本体施設（入所・通所・療養介護・グループホーム等）の改修と一体的

に短期入所事業所を改修整備する場合は、本体施設の一部と整理。）

※　賃貸物件の改修整備を行うものも対象とする。

（３）障害福祉サービス事業等改修整備（大規模修繕等）

３０万円以上５００万円未満

※　（１）及び（２）の整備を除く。

※　賃貸物件の改修整備を行うものも対象とする。

（４）スプリンクラー設備工事費

（事業費ベース）

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 1,000㎡未満 | 1,000㎡以上の平屋建 | 消火ポンプユニット加算 |
| 基準単価  （１㎡当たり） | ２３，４００ | ４４，５００ | ３，０９０，０００  （平米数関係なし） |